

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和6年9月 13 日(金)午前 10 時～午後2時6分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 片岡健一郎 副委員長 須藤智子 委員 梅村 均
委員 谷平敬子 委員 堀江珠恵 委員 大野慎治
委員 木村冬樹

欠席議員 なし

陳述人 服部秀夫、竹内裕子（請願第3号、第4号）
市川玄人、櫻井瑤子、長谷川薫、永田翔司、西尾彩香、福山菜摘、
鷺津和貴子、阿南淳子（請願第6号、第7号、第8号）

説明員 市民協働部長 伊藤新治、福祉部長 長谷川忍、健康こども未来部長 西井上剛、
教育部長 石川文子
行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、市民窓口課長 富邦也、同主幹
寺澤颯、同主幹 佐野亜矢、同統括主査 須田かおる、こども家庭課長 神山秀
行、同主幹 佐久間喜代彦、同統括主査 山田真理、学校教育課長 中野高歳、
同主幹 酒井寿

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 58 号	岩倉市遺児手当支給条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 59 号	岩倉市国民健康保険条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 74 号	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	全員賛成 原案可決
請願第 3 号	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書	全員賛成 採 択
請願第 4 号	愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書	全員賛成 採 択
請願第 5 号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書	全員賛成 採 択

請願第 6 号	保育の充実を図るため育休退園制度の廃止を求める請願書	全員賛成 採 択
請願第 7 号	保育に関する包括的な経済負担低減を求める請願書	全員賛成 一部採択
請願第 8 号	岩倉市における、インクルーシブ保育のさらなる推進をもとめる請願書	全員賛成 一部採択
陳情第 12 号	「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情	聞きおく
陳情第 13 号	「現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書」の提出を求める陳情書	聞きおく
陳情第 14 号	「介護従事者の処遇改善と確保について早急に求める意見書」の提出を求める陳情書	聞きおく
陳情第 15 号	「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書」の提出を求める陳情書	聞きおく
陳情第 17 号	私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために岩倉市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書	聞きおく
陳情第 21 号	自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）中止を求める意見書提出とmRNAワクチンによる健康被害救済強化を求める陳情書	聞きおく

◎委員長（片岡健一郎君） おはようございます。

ただいまから、厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案3件、請願6件であります。このほか、陳情6件が送付されております。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に当局から挨拶をお願いいたします。

◎市民協働部長（伊藤新治君） 皆さん、改めましておはようございます。

明日は福祉課の行事ではありますが、敬老会が午前、午後と開催されます。

正・副議長、厚生・文教の正・副委員長さんには来賓としての出席をお願いしておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、南海トラフ地震の臨時情報ですとか台風10号では、全国的に被害が起きております。9月29日には、五条川小学校におきまして市の防災訓練を行う予定にしておりますので、御承知おきいただければと思います。

それでは、本日は私どもの条例の一部改正が2件と後期高齢者医療の広域連合の規約の変更についての審査をお願いしております。担当職員を出席させていただき、丁寧な答弁に努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございます。

本日の審査順についてお諮りをします。

請願第3号、第4号、第6号、第7号及び第8号の請願者より意見陳述の申出がありましたのでこれを認め、該当の請願を議題とした後、付託議案の審査に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（片岡健一郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは審査に入ります。

初めに、請願第3号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」を議題としますが、請願第4号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」についても同じ請願者であり、内容もそれぞれ国及び県の私学助成の拡充に関する請願となっています。

そこで審査はそれぞれ行いますが、意見陳述については一括して陳述をし

ていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、請願者は意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（服部秀夫君） おはようございます。

私学をよくする愛知父母懇談会岩倉ブロックの服部と申します。隣におりますのは、父母代表の竹内でございます。短い時間ですけれども、陳述をさせていただきます。

今、お手元に資料がありますが、その資料の一番最後の5ページを見てください。5ページの一番下です。

今、委員長さんのほうから話がありましたように、請願として出させていただいたのは四角の6番のその3という項目です。

国と愛知県に対して私学助成の拡充に関する意見書を岩倉市議会として提出してくださいと、国と県に対して出してくださいという請願書であります。

岩倉市は、昨年もそうでしたけれども、請願で出しております。厚生・文教委員会の3年、4年ぐらい前に陳情で出しておりましたけれども、ぜひこれは内容的に請願にすべきではないかというようなお話が、この委員会の方々からいただきまして、そうであろうということで相談させていただいた結果、このように請願として扱いたいというふうに思います。

そして、今年はもう一つ、その1を見てください。

実は後で述べますけれども、愛知県の私学助成はずうっと全国一の私学助成をキープしておりました。ところが、東京、大阪、京都、ほかのところもそうですけれども、私学授業料無償化の波が全国的にやっぱり今起こっております。そういった中で愛知県はまだとどまっておると、半分の人しか、720万円以下の家庭しか無償になっておりません。

そういったところで、何をやっておるんだと、愛知県はというような思いが私たちの中にありまして、2020年に720万円以下は無償化になったそのときに、実は今までやっていた請願署名を代表請願という形に切り替えてやっておりました。でも、今申し上げましたように、一体何をやっているんだと、愛知県はと、かなり父母のほうから不満、それからじだんだ踏んだ、そういった声が、後で述べますけれども、たくさん出ております。ですので、今年は再度請願署名を復活して、愛知県に対して200万署名を愛知県全体の私学運動として取り組むということをして、現在、今取り組んでいる最中であります。

それでは、その3についてのことをフォローする意味で話をさせていただ

こうと思っております。

2 ページを御覧ください。

2 ページのところに、愛知県では、今、年収720万まで授業料と入学金が無償化されました。2020年からです。40年かかりました、ここに来るまで。でもまだ道半ばであります。

親の所得によって違う授業料と入学金の負担、今年の場合は年収720万、これは夫婦合算です。720万未満のところにつきましては、授業料と入学金の負担はゼロです。実質無償化です。完全無償化です。ただ授業料以外の負担はあります。施設設備費というやつですね。4万円ぐらいあります。

それから、年収720万から840万までは、授業料と入学金の半分は自己負担だけれども、あとの半分は国と県からのお金で助成されております。910万円までは国から11万8,800円年額が助成されますけれども、入学金の助成はありません。そのお金を差し引いた額は全部家庭の負担になっております。年収910万円以上のところは助成金はありません。全額父母負担です。全く変わっておりません。

そういうように、星印のところにありますが、学校に対しては経常費助成というのが出されておまして、高校生1人当たり36万円のお金、これは親に、父母の家庭のほうに入るお金ではなくて学校のほうに入るお金で、そのお金によって今学校が運営されております。これがなかったら授業料は倍、3倍というような額になってしまいます。

そこにあるように、公立と私立は税金の使われ方でも公立は100万とか110万円のお金が使われているのに対して、私学は39万円しか税金が使われていない。なぜかと、これは愛知が今まで公立を滑った者が行くところ、公立の補完物的な存在であったということに起因します。これは愛知の歴史の中にあります。だから官尊民卑という言葉がありますけれども、公立を滑った者が行くところという。だからお金が高かったでしょうがない。しょうがないよね、私学は高いんだからというのがずうっと固定観念で生まれております。

私学が高いというのは、税金が私学に使われていないということです。本音の中にやっぱり受益者が負担するのは当たり前でしょうというような考え方が存在しております。

そこで一番下を見てください。

ちょっと時間があと5分ぐらいしかありませんので、2 ページの一番下の愛知県の公立の生徒に使われている税金は約100万、110万と言われておりますが、これでも全国最下位なんです、47位。京都は155万円、東京は144万円です。ですので、いかに公立、私立という問題とは別に教育に対してお金を

使っていないと、愛知県はということがこれで分かっていただけるというふうに思います。

3 ページを見てください。

どうして私立は高いのか。これは戦前の高校、昔は男子は中学校、女子は女学校といいました。県立と私立に学費の差はありませんでした。どちらもお金に余裕がある家庭しか行けなかったという現実があります。

戦後、日本も民主主義の国になりました。誰でも平等に教育が受けられるように、ところが公立の授業料は表を見てください。1954年あたりから1975年まで20年間、公立高校の父母負担は8,200円です。たったの8,200円、全然変わりません。20年間ですよ。ところが、私立高校は54年は1万2,800円、そう公立との差はありませんでした。1.6倍です。でも、物価の上昇、いろんなものが上昇した中で、1975年には26万9,200円、なんと32.8倍という公立と私立の差が生まれました。

しかし、教育基本法を見ると、教育基本法の第4条はひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会が与えられなければならないと。教育上差別されてはならないと。親の収入によって差別されてはならないということがあります。

私立も公立も同じ学校です。私立だから特別な教育をしているというわけではありません。もちろん独特の教育もありますけれど、やっぱり法律で定められた教育の目的というのは、人格の形成、これからの世の中を支える主権者を育てているということ。だから公立であろうが私学であろうが、税金がきちんとやっぱり使われて、同じように教育を受ける機会が均等に与えられなければいけないというふうに思うわけであります。

先ほど申し上げました東京とか大阪とかいうのが(4)に書いてありますけれども、東京は授業料は無償化になりました。でも、施設設備費はなんと22万円、入学金の平均は25万円。これは家庭の収入が本当に低いところも払わなければいけないというような状況があります。

4 ページを見てください。

4 ページのところに米印がありますけれども、東京の私立高校は、今言いました施設設備費22万、入学金25万、これは無償化の対象外です。東京では入学金は無償化になりましたけれども、それ以外、授業料以外の学納金はなんと53校が値上げをしております。都は、それを止めることができませんでした。

大阪は専任教員が全教員の半分しかなくて、非常勤講師、常勤講師によって大阪の教育は賄われております。非常に異常な状態が続いております。

父母の声を1つだけ紹介いたします。

四角の3番の③のところの途中からです。

年収が増えたことはうれしいことでしたが、年収による補助金の格差を肌で感じました。税金を以前より多く納めているのに、恩恵は減らされてしまうのだと。これは労働意欲さえ奪ってしまう原因になり得ます。共働き世帯が増加している今、共働きと子育ての両立が想像できなければ、少子化に歯止めをかけることはできません。社会状況を踏まえ、世帯収入の上限を設けることなく、高校の学費の無償化を目標に進めていただけたらありがたい。

そういう父母の声が去年の10月にありました。

ここにはありませんが、生徒の声も1つ紹介させていただきます。

母がパートのほかに違うアルバイトを始め、いつも働いている。休みはほとんどなさそうで疲れているように感じる。家にいる時間が減ったので分からないが大変そうだ。学費の話が増えた。母が学費を払うことによるプレッシャーでとても疲れている。自分自身も母に対する大きな負い目を感じている。成績が下がると、何のために高い学費を払っているのか分からないと言われ、怒られることが増えた。お金の話をされるのが後ろめたいのでリビングに行く頻度は減ってしまった。

こういう生徒の声、父母の声があります。

もう終わります。

名古屋市は、この2024年、授業料補助が動きました。

第3子から所得制限が撤廃されるというようなことがあります。

坪田教育長等につきましての声、そして父母の声もそこにありますので、御覧になってください。

以上、一番最後の国と愛知県に対する私学助成を拡充してほしいという意見書を岩倉市として出していただきたいという思いの請願についてのフォローという意味で、今の状況、国や県の状況をかいつまんで話をさせていただきました。ありがとうございました。

◎委員長（片岡健一郎君）　ありがとうございました。

意見陳述が終わりました。

紹介議員の説明を省略し、請願第3号の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君）　毎年、私学助成の拡充を求める請願を出していただきありがたいと思っています。それで服部さんには毎年説明していただいて、今の状況がどういうふうに変わっているというのが本当によく分かる説明でありがたいと思っています。

そういった中で、愛知県が今まで私学助成のトップだったけど、だんだんそうではなくなってきたという状況でありますので、愛知県に対するこういう意見書がどのぐらい提出されているのかなというところがもし分かりましたら、少し教えていただきたいんですけど、議会から出ている意見書の数だとか。

◎陳述人（服部秀夫君） 岩倉は請願でやっていただいておりますので、間違いなくこれは届いております、国と県に対して。ただ市町によっては陳情で出されているところが多くて、ここら辺の近辺でいうならば、請願は岩倉だけなんですね。あと大口町と豊山町、これは陳情で出しておりますけれども、国と愛知県に対しては提出をしていただきました。ところが、市町によっては、陳情の場合はこういう陳情がありますよということで、壁のどっかに貼っておられたり、議員さんにコピーして渡すだけというようなところも結構ありまして、ちょっと様々です。でも、名古屋の中では大体半分から3分の2ぐらいが提出していただいております。

でも今年は、先ほども申し上げましたように、愛知が動いていないという現状を踏まえまして、請願も200万署名もやりますけれども、この陳情、請願については、全ての市町できちんとやってくれということを伝えてあります。やっていただけたらと思って、今話をさせていただいておりますが。以上です。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。分かりました。

なかなか陳情というふうになりますと、私たちの議会でも陳情という形になりますと、なかなかこう審議するという形にならなくて聞きおくという形になることが多いんですけど、できれば紹介議員を出していただいて、請願で出していただいて、多くの市町村から県・国に対して意見書が上げれば、それだけやっぱり効果があると思いますので、これからも運動のほうを頑張っていただきたいというふうに思います。

それでもう一点、お聞きしたいのは、先ほど例えば720万円未満でも無償化になったものの施設設備費という負担が愛知県もあるということで、先ほど東京は結構な額だなと思ったんですが……。

◎陳述人（服部秀夫君） 22万円です。

◎委員（木村冬樹君） 愛知は先ほど4万円。

◎陳述人（服部秀夫君） 4万円です。

◎委員（木村冬樹君） その辺ちょっと説明していただけますでしょうか。愛知がどうしてこう低い状態になっているのかというところ。

◎陳述人（服部秀夫君） どうしてそう低いかですね。

結局、学費を上げるということはあまりできないですよ、今、助成金を国の県も出していただいておりますので。だからほかの他府県の状況を見ると、そういう施設設備費という名目で父母からお金を取っているというのが見え隠れいたします。それは事実です。

でも私たちは、もう父母負担はこれ以上増やすなということで、私学協会とか愛知県の教育委員会等々に申入れをしております。ですので4万円ぐらいのお金で済ませておりますが、その4万円も実は親御さんからするならば、同じ財布から払うじゃないですか、授業料も、それから施設設備も。だったら施設設備費という項目を授業料の中に入れて、授業料の額を少し上げて、その授業料に対して助成を出すというような方策のほうがいいんじゃないかということで、私たちの組織は運動しております。

だから半分ぐらいの学校はそういうことで今やっております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、直ちに採決に移ります。

請願第3号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第3号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

続いて、請願第4号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、委員間討議に入ります。

発言はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、委員間討議を終結いたします。

お諮りします。

討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

請願第4号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第4号は全員賛成により採択すべきものと決しました。
暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（片岡健一郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、請願第6号「保育の充実を図るため育休退園制度の廃止を求める請願書」を議題とします。

請願者は意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（市川玄人君） おはようございます。

私、請願団体である岩倉市立保育園父母の会連絡会の代表の市川と申します。本日は陳述の機会をつくってくださりありがとうございます。

まず本件の陳述につきましては、連絡会のメンバーである櫻井のほうからさせていただきますので、よろしくお願いします。櫻井さん、お願いします。

◎陳述人（櫻井瑤子君） 座ったままでよろしかったでしょうか。

岩倉市保育園父母の会連絡会の櫻井と申します。

保育の充実を図るため、育休退園制度の廃止を求める請願書について陳述をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

岩倉市では、保護者が育児休業を取得した場合、ゼロ歳児クラスと1歳児クラスに在園する子については、出産予定日から2か月後の月末をもって退園することになっています。そのため、育児休業を取得した保護者は、生後2か月から乳児2人、うち1人は生後間もない子を自宅で育てることになります。

私たちは、今年の3月に保育園に通っている439世帯にアンケートを行い、

そのうち264世帯の方から回答をいただきました。

アンケートの結果では、育休退園制度により上の子どもを退園させる必要があったと回答した方は19世帯でした。その負担が重い、やや重いと回答した方は89%と高い比率を占めます。また、対象となった世帯の約74%が育休退園制度の撤廃が必要と感じています。

育休退園制度の対象となった世帯のうち6割以上の世帯は、両親や親戚の方に手伝ってもらった、パートナーが育児休暇を取って分担したなど、サポートを必要としたと回答されています。やはり、乳児2人の育児を行うには何らかのサポートが必要不可欠です。

しかし、世帯の核家族化が進み、子育て世帯が育児の孤立を感じる人が多いと言われており、また男性の育児休暇取得率が低いことが現状にあります。実情として、家庭における子育ての大部分を母親が担っており、乳児2人の育児は母親に相当の負担がかかります。

また、生後2か月から乳児2人の世話をしながら復職への準備をするということは、母親にとって想像以上にプレッシャーとなり、さらに年度途中であると入園が難しく復職を諦めざるを得なくなります。

今年の4月1日時点の待機児童は6名、ゼロ歳児2名、1歳児4名おり、育休退園制度により退園した子どもについても、潜在的な待機児童となります。子ども2人を保育園に入れることができるのか、とても不安に感じるところです。

育休退園制度が撤廃され、継続的に子どもを保育園に通わせることができるようになると、母親は同じ育児の悩みを抱える保護者と思いを共有することや、保育士と話し、今日保育園でこんなことができたなど、子どもの成長と一緒に喜んでいただける、育児のアドバイスをもらうことができる、そういった関わりを持つことで孤立を感じることなく、心のゆとりが生まれ、より子どもに愛情を注ぐことができ、子育ての喜びを感じることができます。

子どもにとっても、日々の生活の中で保育士や友達との関係が築かれ、保育園が自分の居場所となります。集団生活をすることで新たな挑戦ができ、より一層子どもの成長につながります。

このように産後も引き続き保育園を利用できることは、単に母親の時間的、肉体的な負担が軽減されるだけではありません。母親の精神面にも、子どもの発達にとっても、とてもいい影響を及ぼします。

岩倉市は、保育士の配置基準が1歳児において、国の基準6対1に対し、岩倉市は4対1または5対1と配置基準が国の基準より高く、手厚い保育を実現していただいております。感謝しております。

子どもを保育園に預ける中で、先生一人一人が子どもたちに愛情を持って接していただけていることを実感しており、安心して子どもを保育園に預けることができます。育休退園廃止後、子どもの人数が増えても、今の保育の質を継続していただくため、保育士の増員を希望します。

また、請願項目の実現に向け、国や県に意見書を提出することを求めます。

平成30年9月の議会定例会において、保育の充実を図るため、育児休業中の保育について保育継続を求める請願書は原案採択されており、育休退園制度の廃止の必要性は以前より広く認識していただいております。

また、岩倉市は、こどもまんなか応援サポーターとなって、まちの宝である子どもたちや子育て家庭、さらにはこれから子育てをする人を地域ぐるみでサポートし、次世代を担う子どもたちの未来を応援していくことを宣言していただいております。

今、岩倉市に在住しているこの子育て世帯が、岩倉市に住み続けたい、他市に住んでいる方が岩倉市に移り住みたいと思ってもらえる市を目指し、積極的に制度の改善に取り組んでいただくようお願い申し上げます。以上です。

◎委員長（片岡健一郎君）　ありがとうございました。

意見陳述が終わりました。

紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君）　ちょっと当局に質問をさせていただきます。

年齢に関わらず保育の必要性を認めている、育休退園制度を現実的に廃止している県内の市町村は把握されていますでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君）　県内で年齢に関わらず保育を継続している市町村につきましては、13市町村ということで把握しております。

◎委員長（片岡健一郎君）　ほかに質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君）　すみません、最近、育休退園制度を廃止した市は、その13市町村ってどこか分かりますか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君）　申し訳ございません。最近といったところはちょっと把握ができておりませんので、申し訳ございません。よろしくお願いします。

◎委員長（片岡健一郎君）　ほかに。

◎委員（大野慎治君）　育休退園制度の廃止というのは、もう実は大府市は1歳児から入園できるんです。ほとんどもう廃止と一緒に、ほとんどね、1歳児から。2歳児のところが今恐らく17か18市町あって、3歳児のところ

が18か19市町あるんですね。

現実的に江南市さんも多分2歳児に変えるという形を取って、安城市さんが令和8年度から育休退園制度を廃止するという目標で今行っている。

今、出産後2か月後の月末に退園しなきゃいけないということなんだけど、例えばこれ6か月後に退園するとなると、もう2歳児にほぼなるので、例えば今の2か月後の月末というのを6か月に延ばせば、ほぼ育休退園制度と同意義になるんじゃないかなと。そういった形を市として独自に考えるというのはできないのかと。やっぱりそういった形で徐々に徐々に今の国の制度から延ばすと。安城市さんが来年度、多分6か月に延ばすんですよ。まず育休退園制度を試行的にやるために。

そういった形で、例えば今の2か月の月末を6か月、せめて4か月後の末とか、延ばして、そういった形で寄り添う、保護者の皆様に。だって、保護者の皆様にも寄り添うことも大事だけど、子どもたちに寄り添うという形を取ることが、これからのこどもまんなか政策じゃないのと僕は思うんですね。だから、育休退園制度に近いような形にするという形を目指すのがこれからの制度だと思うんだけど、当局はどのように考えているんでしょうか。

◎こども家庭課主幹（佐久間喜代彦君） 現在、本市の取扱いとしましては、請願人の方からお話があった産後2か月で退園しなければならないというところは、保育の要件として産前産後期間ということで、産前産後8週間を保育の要件として認めるよというところでの意味合いでございます。産後期間が終わってすぐに育児休業を取られるという方が一般的なところだと思いますけれども、そういう方は、1歳児までの方は退園という形になっております。

ただし、一方でその保護者の方の御都合で、もう産後期間終わってすぐに一旦復職しなければならないとか、そういった方もいらっしゃるって、そういった方は1か月だけ復職して、その後育児休業に入るとかですね、そういったような方も中にはいらっしゃるということで、我々としては、現状では、その保育の要件とそれに伴った認定の期間というところの取扱いでさせていただいているということです。

◎委員（大野慎治君） 保護者の皆様もそうなんだけど、保育園に通っているお子さんのことも考えたほうがいいね。退園をしなきゃいけないという、その負担というのは、お子様にとってとてつもなく大きいんですよ。そういったところをやっぱり総合的に考えるというのが、これからのこどもまんなか政策じゃないのかと思うんだけど、やっぱり育休退園制度がすぐできなくても、それに近いような制度にしていくというのが、この今回の請願の趣旨、

請願の思い、保護者の皆様の思いだと僕は思っているので、そういった形で延ばしていくという、その2か月ですぐ復職するんだって。でもできないよ、なかなか、すぐ復職って今の御時世で。だからそういった形をもうちょっと寄り添える、子どもにも保護者の皆様にも寄り添う、そういった形を取るとは全く考えていないの、現時点で。

◎こども家庭課主幹（佐久間喜代彦君） これはよく保育士から聞く意見というか、現場としての見方というところなんですけれども、現に保育園に通われているお子さんで、例えば次に新しい兄弟ができたとなったときに、やはり往々にして保育園に来るのを嫌がるというか、一緒に赤ちゃん返りというか、そういったような傾向にあるというところで、やはり一定の期間、新しくできた家族と一緒に過ごすのが子どものためなんではないかと、そんなような現場の保育士からの声というのもあります。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに。

◎委員（大野慎治君） 今、当局からの御意見に対して請願者の皆さん、どう思われますか。

僕からすると、ちょっとそれは一部の声はそういった声もあるのかもしれないけど、請願者から見るとどういう思いでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） 陳述人に質問ですか。

答えられますか。

◎陳述人（櫻井瑤子君） すみません。

やはりこの赤ちゃん返りがあって、一定の期間を子どもと一緒にという期間というのは、そうですね、保育園のほうに育休退園の撤廃は廃止していただいて、継続的に通っている中でも家庭の時間もありますので、そちらのほうでも愛情を注ぐことができると思いますし、上の子にとってもやはり保育園で継続的に通うことがやはりほかの子どもとの関わりのほうもありますし、保育士との関わりの中で成長のほうもありますし、愛情のほうも感じられる部分もありますので、やはり継続的に保育園に通う必要があると感じます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） ということは、ゼロ歳や1歳で預ける方もいれば預けない方もいらっしゃるんですけど、一度預けたら退園させてはいけないというような考えになるのでしょうか。そこまでの制度の撤廃ということでお考えなのか、退園させたい人は別に退園させて自分で見てもいいんですよという、そこは許容範囲なのか、その辺ってどんなお考えなのでしょうか。

◎陳述人（櫻井瑤子君） 必ずしも御希望がない場合には退園しなければならないというのは、その方の意に沿わないことになりますので、必要ないと

は思います。

でも、撤廃が必要と感じられている方が多いというアンケート結果にもありましたので、その育休退園制度の撤廃を求めるというふうな形で請願のほうをさせていただきました。

◎委員（梅村 均君） 改めて確認ですけど、そういう意味で退園をさせたくない人はそのまま継続できるように、退園させて自分で見たいわという人は自分でも見てもいいという、そういうふうで理解しておけばいいですか。

◎陳述人（櫻井瑤子君） そのように思います、はい。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（須藤智子君） 当局にお尋ねいたします。

この岩倉市議会では、平成30年9月の定例会と去年12月に厚生・文教常任委員会の代表質問にて、この育休退園制度の廃止を求めるということで意見があって、30年では賛成多数でこう決めたんですけど、その後の当局の動きというか活動はどのようにされていたのか、お尋ねいたします。

◎こども家庭課主幹（佐久間喜代彦君） やはり育休退園をやめるというか廃止していくに当たっては、保育の特にゼロ歳・1歳・2歳児までの受入れを増やすということが一つの、唯一の解決策であると考えています。

その中で、本市では保育の受入れ枠を公立もそうですし、私立の施設の協力も得ながら増やしていっているところです。具体的には平成26年から現在に至るまでの約10年程度ですね。580人、600人弱ぐらいの保育の利用から、今現在では850人ぐらいまでと保育全体での受入れをどんどん増やしてきたと。そういった取組をやっておりますが、依然としてやはりニーズがどんどん掘り起こされて、ゼロ歳、1歳、2歳のところが余裕がない状況というのは続いているというのが現状です。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） 子育てをする親御さんにとっては、この育休退園制度というのは本当になくすことは必要だと思っておりますが、そのためには、この保育士の人材確保が必要だと思うんですけども、保育士の増員に向けて、現在、当局のほうはどういう感じでこの取組をされているかお聞きします。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） 保育士の確保という面では、今年度は7人程度ということで経験者枠4名を含めて7人ということで、例年より多く募集はさせていただいております。

現状、待機児童が出ているというところも課題の一つだとは認識しておりますので、できる限りやっぱり保育士を採用して、受入れの枠を増やしたい

というところで取り組んでおる状況なんですけど、やはり保育士も民間もありますし、お互い取り合いというか、なかなか確保できないというような状況が続いているところになります。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 先ほどちょっと大野委員の言われた、今の県内の状況をもう少しお聞かせいただきたいんですけど、さっき3歳以上は継続できて、ゼロ・1・2歳は退園しなきゃいけないところが19と言われたようにも聞こえたんですけど、その辺、無条件で継続できるよというのは13市町あるんですけど、3歳とか、2歳以上だとか、いろんな条件によっての市町村の数というのは、もし分かってみえたら教えてもらえないでしょうか。県内でもいいですし、近隣でもいいですけども。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） 年齢に関わらず保育の必要性を認めているという市町村については13市町村、1歳以上の場合は保育の必要性を認めているという市町村が1市、2歳以上児の場合は保育の必要性を認めているというのが本市も含めて17市町、3歳以上児の場合は保育の必要性を認めているというのが18市町、その他としては5市町ございますが、年齢に関わらず駄目だよというのが1町という形でなっております。

また、本市の場合、もともとは3歳児以上の場合は保育の必要性を認めているという18市町のところにあったんですけど、平成27年から、育休退園を2歳以上の場合に引き上げて対応のほうを今させていただいているところになっております。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

ちょっと今、岩倉市の位置がどの辺かということで、いろいろ拡充されてきたところでもあるということで確認はできました。

あと請願者の方にちょっと教えてもらえたらと思うんですけど、請願趣旨の下から12行目の段落のところで、子どもの育ちの観点からしてもということですけど、人格形成時期における環境の影響、人間関係構築の重要性などから、保育園で継続して保育を受けることが重要なんですよと書かれているんですけど、この人格形成時期というのをどのぐらいの時期、何歳ぐらいの時期というふうに捉えられて、どんな影響があるのか、事例でもいいですし、考え方でもいいんですけど、もう少しこの辺の考え方を具体的にお聞かせいただけないかなと思いますけど、どうでしょうか。何となく言われていることは分かりますけど。

要するにこの場合、岩倉は2歳以上はやめなくていいわけだから、ゼロ歳、1歳の子どもたちが人格形成時期にあるんですよという多分考えだと思うん

ですね。そういう子たちが保育をやめてしまうと、環境の影響を受ける人間関係が崩れていくという考え方なんですもんね、ここに書いてあるのは。ゼロ歳・1歳児の子がというふうで捉えていいですか。この人格形成時期ということに対しての何かこだわりが何かあるのかなと思って。

◎委員長（片岡健一郎君）　いかがでしょうか。

この文言に関しては、多分意見書案のほうにも入っていますので、梅村委員お聞きしているのかなというふうにも思います。ここがどのように父母の会さんのほうでお考えなのかというのを確認しておく必要が意見書を出すにしても必要があるということで確認です。

いかがでしょうか。

暫時休憩します。

（休　　憩）

◎委員長（片岡健一郎君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

陳述人、お願いします。

◎陳述人（櫻井瑤子君）　ゼロから2歳児につきましても、やはり保育園に継続的に通うことでほかのお子様からの影響もあり、関係性も築かれる中で成長のほうにつながっていくと感じておりますので、そちらの面で人格形成が築かれていくというふうな文を書かせていただきました。

◎委員長（片岡健一郎君）　ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君）　請願項目で育休退園の廃止と国や県に対する意見書の提出を求めているということで、この国・県の意見書提出がどうなのかなという思いがあったところで執行機関側に聞きたいんですけど、この育休退園制度を廃止や拡充をなくしていく方向で動いていくということに関して、国や県が何か不利益といいますかね、財政的な不利益を被るとか、そういうことは現実的にあるんでしょうか。

◎こども家庭課主幹（佐久間喜代彦君）　国や県の財政負担という点では、保育の実施人数が増えるという通常の施設型給付費なりのところ、公立については交付税に算入されているので分からないですけれども、その点だけのところで、特段それ以外に現状で何か負担が増えるというようなことはないと思います。

◎委員長（片岡健一郎君）　ほかに。

◎委員（木村冬樹君）　すみません、分かりました。

特段、この育休通園制度を廃止していく方向で動いていくとか、そういうことに対して国・県からの財政的な不利益を被るということはないということとであります。

だから、そういった点で2項目めがどうなのかなというところは少し感じるんですけど、父母の会の皆さんとしてはそれを裏づけるということも含めてより念押しという意味で2項目めをつけられたという、そういう確認でよろしいでしょうか。

◎陳述人（市川玄人君） はい、御認識のとおりです。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（堀江珠恵君） 先ほどの梅村委員の質問のちょっと関連なんですけれども、私もちょっと子供3人子育てして、その時々で本当に大変な時期を経験しているので、本当にそのお気持ちはすごくよく分かります。大変だなと思います。

この人格形成期における、特にこの環境の影響という部分でその時々でやっぱり人間形成って、ゼロ歳児、1歳児で全然子供たちの人間形成の段階で違うとは思いますが、特に保護者の方たちがこの環境の影響というところがどういうところが一番感じられたのかなという部分を少し聞かせていただけたらなと思います。

◎陳述人（櫻井瑤子君） 環境の影響というところでありますのは、ふだん保育園に通うことで多くのほかの同じ年齢の子供たちがいる中に自分も一緒に、同じ一日の始まりから生活のリズムが整っている中で一日を過ごすというふうな環境が出来上がっていきまして、そちらのほうを退園となると家に戻ってきて、なかなか保育園のように同じ年齢の子との関わりもなく、生活リズムも保育園のように、朝挨拶をして、みんなでおやつを食べて、一緒に遊んで過ごしてというふうな時間はなかなか取れないというふうに感じておりますので、環境の変化ということを感じております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、討論を省略いたします。

請願第6号「保育の充実を図るため育休退園制度の廃止を求める請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第6号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

なお、採択されました請願第6号、請願項目の1つ目、育休退園制度の廃止及びそのための一定数の保育士の増員を希望しますにつきましては、市長に送付し、その処理の経過と結果を請求したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続いて、請願第7号「保育に関する包括的な経済負担低減を求める請願書」を議題とします。

請願者は意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（市川玄人君） 代表者の市川です。

本件に関しまして、メンバーである永田から陳述させていただきますので、永田さん、よろしくお願いします。

◎陳述人（永田翔司君） 岩倉市立保育園父母の会連絡会の永田と申します。よろしくお願いします。

では、陳述に入らせていただきます。

ゼロ歳児から2歳児の保育料については、現在、岩倉市では非課税世帯は無償、それ以外は子育て世代の所得制限によって保育料が軽減されていることは大変ありがたく感じているところです。

私たちが行ったアンケートでは、子供が2人以上いる世帯で保育料を免除対象外、あるいは途中で上の子が小学校に上がることによる減免額が減ったことを回答した家庭は62%に上り、負担軽減に関する条件である市民税所得割5万7,700円の8階層以上である世帯が多いことが分かりました。

昨今の物価上昇は著しく、これに賃金が追いつかない状況であります。加えて、円安も加速し、日本の世界での競争力に不安を感じられずにはられない現代において、子育て世代が安心して子供を産み、育てることは以前にも増して厳しくなってきています。

そうした中で、子育てについて費用面で不安を感じるか聞いたところ、アンケートは先ほどの育休退園の請願でも申したとおり公立保育園に通う全世帯に配布したもので、低所得者から高所得者までおり、低所得者は保育料の減額や免除となるので負担があると答える割合は低くなると考えられる中、

約48%と高い比率を占め、ほぼ半数の方は経済的不安を感じていると回答しています。

子育て世代の所得制限によって保育料が軽減される今の制度では、まだまだ保育に関わる全ての世帯が救われない現状です。

私たちは市と直接交渉する機会があり、とても真剣に保育と向き合っていることが伝わり、この場を借りてお礼を申し上げます。

その市交渉にて完全無償化の予算は幾らかかるのかと聞いたところ、1.3億の予算が必要とのことで、私たちとしてもそう簡単なことではないと理解はしています。

岩倉市の独自政策でいうと、平成24年に中学生まで、令和4年に高校生の18歳まで子ども医療費が所得制限なしで拡充されました。18歳まで拡充する過程の中で令和3年度に市長から3,800万という予算が必要と言われ、現実視できていませんでしたが、令和4年に財政上とても厳しいと言われた中で恒久的に3,800万円の予算を取り、市の独自政策において子育て世代の医療費が軽減されたことは大変ありがたく感じるどころです。

岩倉市の財政健全化のために、希望の家の譲渡などをして公共施設の維持管理の抑制を行い、一般会計化と繰出金を抑えるため料金を上げるなど、水道事業の立て直しを図り企業会計を抑える計画があったり、市民にとってはいい話でもあり、悪い話でもあります。様々な決断をして歳出を抑えるとともにスマートインターチェンジの設置検討をされ、地域生活の充実、地域経済の活性化を図り、ネーミングライツ等の税外収入を取り入れ、持続可能なまちづくりをされていることは理解しています。

経済面での負担を取り除き子育て世代を増やすことは、持続可能なまちづくりにおいて重要な取組の一つと私たちは考えています。それは、国の補助金を頼りにしたものではなく、本来は市が継続して取り組むべき未来への必要な投資と考えています。その財源確保のため、重要な施策により一層取り組み、請願項目の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

これまでも私たちは請願を行い、財政上厳しいと言われた政策でも、市長をはじめ、議員の皆様のお力添えで市独自の政策として可能になったことは、請願している身としては大変心強く思います。

昨今、全国的においても子どもの医療費軽減は進んでいく中、保育料においても近隣自治体の先頭を切ってゼロ歳から2歳児の保育料の全面無償化を実現し、時流に乗り遅れることなく子育て世帯に選ばれる市を目指してほしいと考えています。

請願項目、ゼロ歳から2歳児の保育料の無償化を望みます。

全面無償化が難しい場合は、ゼロ歳から2歳の保育料を第1子から半額すること。これも難しい場合は、ゼロ歳から2歳の保育料について所得制限を撤廃し、園同時利用の条件なく第2子半額、第3子無償化とすることを望みます。

給食費の5,500円（副食費4,700円プラス主食費800円）の無償化を望みます。

上記請願内容の実現に向けて、国や県に意見書を出すことを求めます。

以上で陳述を終わります。ありがとうございました。

◎委員長（片岡健一郎君） 意見陳述が終わりました。

紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（須藤智子君） 担当当局にお尋ねいたします。

この請願項目の中の1つ目のゼロ歳児から2歳児の保育料って、これはいいですね。これは一応請願者から1億3,000万ということを、予算がかかるということはお聞きしました。

次の、ゼロ歳児から2歳児の保育料を第1子から半額にしたときの財源は幾らぐらいになるのか、お尋ねいたします。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） 半額にした場合につきましては、全額無償の半分の約6,600万円という形で年間かかる形になります。

◎副委員長（須藤智子君） 次に、ゼロ歳児から2歳児の保育料の所得制限を撤廃し、園同時利用条件なく第2子半額、第3子無料にした場合の財源は幾らになるのか、お尋ねいたします。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） 年間、その場合ですと約5,800万円が必要になります。

◎副委員長（須藤智子君） 続いて、給食費5,500円、副食費4,700円と主食費800円の無償化をするとどれぐらいの財源になるのかお尋ねいたします。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） 公立保育園だけで年間約2,500万円程度になりますが、それ以外の同条件で幼稚園とか認定こども園等を含めると、年間7,000万円程度の費用負担がかかる形になります。

◎副委員長（須藤智子君） やはりすごい財源がかかるということでびっくりしておりますけど、請願者の方もそのことは御承知おきしてくださるということでね、市に負担が、出せるお金はちょっと予算が組めないということで、国か県へその補助を出す、意見書を出すということで、この点について

は市のほうに請求するとなかなか出ないと思うんですよ。だから国・県へ請求するということによろしいでしょうか。

◎陳述人（永田翔司君） はい、そのように考えています。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 今、須藤委員の質問に関連して、第2子だけ無償化するというのだとどれぐらいかかるのか、想定できますでしょうか。

今、第2子半額、第3子無償化は国の制度であって、第2子は無償化することに対してはどれぐらいかかるのか想定できますでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） 4,800万円程度になります。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いいたします。

◎副委員長（須藤智子君） 今、いろいろ質問をしたりして議論していたんですが、やはり市のほうで負担するということになるとその財源がかかりますから無理だということが思われますので、保育園の保護者の方にはちょっと申し訳ないんですが、国とか県に意見書を出してやるということで、この2つ目の請願項目ですね、これを取り上げて、3つ目か。3つ目の請願項目を取り入れて、一部採択ということでされたらいかがかと思うんですけど、委員の皆さん、どうでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） ただいま須藤委員から、請願項目の3つ目を一部採択してはどうかというような提案がありました。

ほかに何か御意見はございませんでしょうか。

◎副委員長（須藤智子君） どうでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） 意見を。

◎委員（大野慎治君） 大阪市が2026年度からゼロから2歳児、第1子から無償化で、八潮市さんも昨年の9月から、多分これの請願に入っていなかったけど無償化しているんだけど、さすがに独自でやるとちょっとお金がかかり過ぎちゃうので。

本当は、僕は第2子無償化というのが本当は正しいのかなと思っているんですけど、須藤議員から提案がありました意見書の提案に対しては、僕は賛同しますのでよろしくお願いします。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに意見はございますか。

◎委員（梅村 均君） 私も賛成いたしますけど、やはり保育士確保の問題とか、いろんな保育の関係でお金が必要となっている状況ですので、すぐにこれが実現できるかどうかというところは厳しい状況もあるかなと。

いずれできるといいとは思いますが、そういったところもありますので、少し様子を見ながらまずは国や県に意見書を出すということで動けたらいいのかなとは考えます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに意見はございますか。

◎委員（木村冬樹君） 子育てに係る負担は非常に重いということはもう言われています。

国際的に見ても、非常に高い負担が子育てにかかってくるという、そういう日本の環境であります。ですから、もちろんその国がしっかりこういう制度を設けて子育ての環境を整えていく、そのことがやっぱりこどもまんなかという、本来のこどもまんなか社会だと思うんですけど、言葉だけに終わらないようにしなきゃいけないというふうに強く思っているところです。

そういった点で、無償化にできるだけいろんな拡大をお願いしたいところではありますが、今合意できるという点でいえば国・県への意見書という、そういう内容でありますので、その点については合意していきたいというふうに思います。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかによろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） 今の話をまとめますと、請願項目3つ目の国や県に意見書提出を求めるというところを一部採択するというところで話がまとまったかと思います。

それでは、委員間討議を終結します。

お諮りします。

討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

請願第7号「保育に関する包括的な経済負担低減を求める請願書」につきまして、請願項目の3つ目、上記請願項目の実現に向けて、国や県に意見書を提出することを求めます。こちらにつきまして一部採択とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

よって、請願第7号は全員賛成により一部採択することに決しました。

続いて、請願第8号「岩倉市における、インクルーシブ保育のさらなる推進をもとめる請願書」を議題とします。

請願者は意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（西尾彩香君） 支援児父母の会会長、西尾と申します。よろしくお願いいたします。

まず初めに感謝したいのは、岩倉の公立保育園の環境が障害のある子にも、ない子にも大変手厚いものであるということです。

支援が必要な子に対し、担任の先生とは別にきちんと加配の先生が個別についてくださること、3歳から5歳の20人の縦割りクラスで、一人一人の発達段階に違いがあることを前提とし、障害も含めた多様性を認める保育をしてくださっていること、これらはほかの市や近隣の私立園と比較しても大変恵まれたものです。

近年、障害者のインクルージョンを国が推進し、愛知県でも岩倉市でもそれに沿った福祉計画が打ち出されていますが、岩倉市の保育園においては既にインクルーシブな環境がしっかりとつくり上げられていることを当事者として感じています。

障害児が就学前に通所できる場所として、児童発達支援事業所などの専門施設もあります。しかし、障害児インクルージョンの考え方の下、地域社会との人間関係も築いていきたいことを考えるとそれだけでは不十分です。やはり親としては地域の園へ入園させたいと考えますし、それは岩倉市の福祉計画で目指されているものであると認識しています。

そして、市内の幼稚園、認定こども園等では障害児の受入れが進まない現状を踏まえると、頼みの綱はやはり公立保育園です。しかし、当然のことながら保育園の利用には保育の必要性が認められなければならない、そのために保護者が本来望まない場合も就労を選択せざるを得ない問題は、御提出した請願書類でお伝えしたとおりです。

ここで、私たち障害児の親がどのように保育の要件を満たしているのか、どのような生活を送っているのかを一人ずつ具体的にお話しさせてください。

◎陳述人（鷺津和貴子君） 支援児父母の会の鷺津と申します。

我が家は上の子が年中、下の子が1歳児クラスに在籍しています。上の子には障害の診断がついており、手帳を所持しています。

上の子は、平均して週に一、二回、療育などに付き添う必要があります。加えて、環境の変化などによって気持ちや体調が乱れやすく、登園できずに自宅で過ごす日も突発的に発生します。

また、下の子はまだ幼いため、集団生活で風邪などをもらいやすいです。

2人の体調不良が重なると、1週間、長いと2週間、私が子どもを自宅で見ることがあります。

こういった状況は入園前から想定できたので、私は外で働くことは断念して内職をしています。基本的には、1日3時間掛ける20日間働いて就労要件を満たし、その合間に上の子の療育等の付添いをしています。

ただ、お話ししたとおり、体調不良などで子どもが自宅にいと仕事はできません。内職なので勤め先に謝り倒して休む必要はありませんが、受けた仕事は期日までにおさめる必要があります。

1日3時間といえど、1日休めば翌日に6時間の仕事が、2日休めば9時間の仕事がたまります。こうなってくると、子どもを寝かしつけた後で夜通し仕事をするようになります。

また、取引先との兼ね合いもあり、常に都合のよい仕事量だけ受けることはできません。まれにある繁忙期には仕事が2倍くらいに増えることもあり、その場合はまた徹夜です。

私は、比較的体力があるほうなので続いています、誰もがができる働き方だとは思いません。就労要件のお話をすると、よく市の方から内職なら何とかどうですかと提案されますが、現実には簡単ではありません。

また、別の観点から一つお話しすると、障害のある上の子を保育園に入園させるために働く必要が出たので、本来は3歳まで自宅で見ようと思っていた下の子も同時に入園させることになりました。当時、下の子はゼロ歳児でした。これは貴重な乳児の枠を本来望まないのに1つ埋めてしまったという見方もできるかと思います。

私からは以上です。

◎陳述人（福山菜摘君） 失礼します。支援児父母の福山と申します。

私は、現在9時から17時の正社員として週5日働いております。人数が少ない職場なので、平日に休みを取ることが難しい環境です。有給はありますが、子の体調不良時などに備えて使っておりません。

月1回の病院での療育も午前中にお休みをもらい通っております。主治医の先生や言語作業、療育の先生方の日程に合う曜日での通院のため、その時間に合った曜日、日時に合わせて会社側にも時間のやりくりをして時間をつくってもらい通っております。

また、会社だけではなく、対取引先にもその時間は個人的に連絡を取ることが難しく、急な連絡があっても会社の人に受けてもらうか、私が対応しなければいけないときは待ってもらうなど、制約がかかるのも事実です。

それ以外にも、通っているデイサービスとの面談や発達検査、就学前の相

談や就学先の説明会、見学など、仕事の調整をしながら何とか参加できている状態です。

特に就学に関しては同じ月に重なったこともあり、何度も職場の方と調整を図りながら時間を工面してもらいました。幸い職場の方の理解があり、協力してもらっているおかげで成り立っております。

正直、ここまで理解のある職場ばかりではないと感じますし、理解や協力を得られなければ、就労はもちろん、それに伴う保育園入園はできないだろうなと実感しております。以上です。

◎陳述人（西尾彩香君） すみません。では、西尾も続けて話させていただきます。

私には、3人の子どもがいます。小学生、保育園児、この子が障害児で、あとは2歳の子です。

障害児の娘が保育園に通うことになったのは、幼稚園を全て断られたのがきっかけです。2歳の時点で自閉知的障害の診断が下り、年少になろうかとしているときにはまだ言葉が出てきていませんでした。そうになると、必然的に幼稚園は断られるのが現状です。なので、そこで年少から入ることは諦め、1年間、当時まだゼロ歳の息子と共に3人であゆみの家に母子通園をし、年中から個人事業主として働くことを決めました。

しかし、実際、在宅ワークの収入は微々たるものでしかないのに受注が多いと徹夜ということもありましたが、幸か不幸か、下の子にも発達の遅れが見られ、今年度はあゆみの家の入所が決まり、介護という用件で保育園に在園できています。

下の子のあゆみの家は、最低週3日の親子通園、それに加わって障害児の子の月2回言語訓練、週1の親子療育、また福山さんもおっしゃったような就学準備があります。

また、来年度は下の子は幼稚園入園予定でいますが、まだ言葉も曖昧で発達の遅れもあるので、いつ退園になるかも分からない状態です。

そして、また退園、保育園への転園となった場合、小学生の上の子、真ん中の障害児の登下校の付添い、環境の変化に弱いのでその生活面でのサポート、そして保育園に転園させるための就労、正直今後生活ができていけるかととても不安な状態でいます。この3点が実情であります。

続けて、西尾が陳述させていただきます。

また、家庭ごとに状況は異なりますが、私たちの生活はこのように常に綱渡り状態です。そして、その綱渡りを諦めた家庭は保育園に入園できず、今ここにはられません。

保育の必要性の認定基準は国が定めているものですが、そのほか市町村が認めるものという項目もあり、自治体が弾力的に認定基準を運用することもできないと認識しています。

以前から私たちは同様の趣旨のことを要望してきましたが、しかし独自で障害の認定基準を設定するのは大変難しい判断が迫られること、障害の有無によって認定基準が異なるのは不公平感が生まれることなど、恐らく様々な問題があり、なかなか実現に至らないのだと考えています。

しかし、実情として障害のない子は保育園、認定こども園、幼稚園と選択肢がある中で、障害児は公立保育園しか選択できないところに明確な差が生まれています。その差を埋めるための配慮を求めたいというのが私たちの思いです。

江南市などでこういった制度が実際に運用されている例を挙げましたが、自宅から遠い園を指定されるなど現実としてはかなり制限のあるもので、利用者は少ないという話を以前の市交渉で市役所の担当者さんから伺いました。

しかし、障害児の親全員が働けないわけではありません。むしろ、障害児育児は金銭的な負担も多いため、できることなら働きたい親のほうが多いはずです。しかし、家庭の状況によってはどうしても就労が難しい場合もあります。たとえ江南市のように利用条件に制限にあるものになったとしても制度を整えていただくことは、私たちにとってとても意味があります。

限られた予算、限られた人材の中で政治的な判断としてまず何を取るのか。それは大多数の人が助かるもの、納得できるものになると思います。そして、その次にそこからこぼれ落ちる人を救済する段階が来るのだと思っています。

私たちは、岩倉市にはそろそろ次の段階に入っていただきたい。現状の制度からはこぼれ落ちる人を救済する段階に入っていただきたいと望みます。

これと関連して、過去にまずは医療的ケアが必要な子の受入れを優先したいといったお話もありましたが、そういった子の親ならば日常的に頻繁に通院が必要になり、なおさら就労は難しいのではないのでしょうか。私たちが要望しているところは、そういったもっと重い障害を持つ子のためにもなるはずです。

繰り返しになりますが、岩倉市の判断において障害児に保育の必要性を認めていただく、これがなぜなかなか実現しないのか、いつどうなれば実現できるのか。根本的な話をすればほかに解決策はあるのか、そういった問題解決に向けた前向きな議論をどうかよろしくお願いいたします。以上になります。

◎委員長（片岡健一郎君） 意見陳述が終わりました。

紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 当局にお聞きします。

岩倉市の障がい者計画の第6期の中で、インクルーシブ保育、統合保育の推進とあります。

障害のある子どもの発達を促すとともに、障害のない子どもの思いやりの心を育むために障害のある子どもと障害のない子どもが共に保育や教育を受けるインクルーシブ保育を推進しますと記載があります。また、定員もちゃんと40人という目標、多分、民間認定保育園に関してもそういったことを受けられるように取り組むように促していくというような趣旨も第3期のところの中では書いてあります。

今、目標は40人ということはちゃんと記載が計画に書いてあるんですけど、今、令和5年度の受入れは何名になっているのか。ちょっと僕は令和5年度は知らないの、すみませんが教えてください。

◎委員長（片岡健一郎君） 令和6年でお願いします。

◎こども家庭課主幹（佐久間喜代彦君） いわゆる支援が必要なお子様ということですけども、過去から遡りますと、令和3年度は27人であったものが令和4年度には33人、それから令和5年度には37人、そして令和6年度は現状43人となっております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

◎委員（大野慎治君） 43人と目標の40人を超えているというのはとてもいいことだと思いますが、やっぱり就労要件というのは、江南市さん、名古屋市さんのような形を、多分江南市さんも名古屋市さんも3歳児以上というふうになっているような気がするけど、制度的には。そういったことも検討、前回の請願のときは検討していると、検討も含めて考えるということだったんだけど、今の現状はどういう考えなんでしょうか、お聞かせください。

◎こども家庭課主幹（佐久間喜代彦君） やはりその保育園というか保育施設の成り立ちというところは、やはり検討したところで法に定められておりまして、児童福祉法においては、保育園とは保護者の労働または疾病その他の事由により保育を必要とする場合において保育する施設となっております。

また、子ども・子育て支援法の中でも、じゃあその保育を必要とする事由というのが定められておりまして、その中での取組であるのかなというふうには思っております。

近隣市で実施している状況を聞きますと、江南市は請願の方がおっしゃるとおり実施しているということで、そのほかは小牧市、一宮市、春日井市、

北名古屋市ではまだそういった取組はされていないというところです。

江南市でももう少し立ち入ったところを聞き取ったところでは、やはり特別利用保育という制度上のものがありまして、そちらを実施しているんですけども、今年度、現状ではお一人がそれで使われていると。

ただし、この利用はあくまで1年間、単年度のものであって、なおかつ保育の時間も幼稚園の教育時間に準じたものということで、例えば夏休みの8月は利用できなかったりとか、土曜日にも利用がないと。日中も短時間の利用であるとか、そういったことと、あと大前提としてはやはり施設の定員に余裕がある園ということで市から指定をするというところになっております。

また、それ以外で江南市では一方でその私的契約利用というものがありまして、3歳児以上であっても一定保育料を払えば利用できるというものがあるんですけど、こちらは現在5人利用されているということですが、そのうち障害がある園児さんは2人ですよということです。

ということで、かなり限定的な取組ではあるのかなというふうに思っていることと、あとはやっぱり市域が広いところとかで、だんだん子どもの人口が減ってきて施設に空きがあるところが出てきているというところでは取組がしやすいのかなというふうに考えております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） インクルーシブ保育ということで、本当に子どもは違いがある中でできる、できない子がいたらちょっと助けてあげるとか教えてあげるとか、子どもってそういう自然発生的にそういう行動ができて、助け合いながら心も発達していくという、本当に理想的なそういうことができるという。子どもの本能に任せて、本能に任せれば本来はそういうことができるはずであって、そういうふうな保育ができるというところはあるんですが、なぜこれが障害の方がいらっしやるとそこへ一緒にできないのかという疑問が、本当になかなか難しいところなんですけど、もしちょっと私が思ったところで聞いたかったのは、請願者の方でも分かれば教えていただきたいんですけど、いわゆるその障害を持った子とそうじゃない子とで保育士さんの関わり方って変わるものなんじゃないかな。時間的なものとか、接し方とか。

そういうところに、いわゆる障害を持った子のほうにすごく荷重がかかるとなると、一緒にすることで全体を見たときの何かどうなんだろうかなというね、ちょっと言葉にすると申し訳ないところもあるんですけど、何かそういうのもあるような気がしたんですが、やっぱり保育士さんの関わり方としては違う関わりをしてほしいというふうに考えるものなんじゃないかな。いろ

んな障害の度合いにもよるかもしれませんがね。

◎陳述人（鷺津和貴子君） 保育園の先生が普通の子と障害のある子とどういうふうに、手がかかるかどうかということですね。圧倒的に障害のある子のほうが手がかかると思います。

それを現状は担任の先生とは別で加配の先生がクラスに1人ついてくださっているということで、障害のある子を重点的にサポートしてくださっているというのが現状の体制だと思っています。それ自体は、私たちはとてもありがたいものだと思っていますというようなことで、御質問の回答になっていますでしょうか。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

やっぱり保育士さんがある程度充実していないと難しいことなのかなというのはちょっと今感じました。ありがとうございます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑は。

◎委員（大野慎治君） 僕は、もう障害のある子もない子と一緒に保育するインクルーシブ保育、インクルージョンのことはもうずうっと思っていますし、やっぱり寄り添うということが大事なんですよ、みんなに。皆さんに寄り添う、子どもにも寄り添う、保護者の皆さんにも寄り添うというのがやっぱり大事だと思うんでね。

岩倉市で独自にできないじゃなくて、やっぱり岩倉市で制度をつくってある程度許容を、認めるといった形が、やっぱりみんなに寄り添う、そういった制度をつくっていくという思いが本当にないので、僕はあってほしいと思うんですね、岩倉市には。それが優しいまちだし、みんなに優しいまちを目指していかなきゃ、これからのまちにならないと思うんだけど、その辺はどのように考えているのか、当局の見解をお聞かせください。

◎健康こども未来部長兼福祉事務所長兼こども家庭センター長（西井上 剛君） 寄り添うという意味で申し上げますと、まず今のこのインクルージョンという意味で今回の要件というところを少し、ちょっと私の答えからは外れるかもしれませんが、1つ前の梅村議員と皆様方とのやり取りの中でどれぐらい障害児、いわゆる加配保育というところについているかというところで申し上げますと、今年度、今、先ほど43人というふうにお答えをさせていただいた中で、立場はいろいろ、一部パートタイム的な方も含めながら、この43人に対して保育士は22人配置しておりますという意味でいくと、先ほど言われた通常の保育、いわゆるクラス担任というところが3歳児は20対1であるとか5歳児30対1というその基準の中の、その基準に応じた保育士以外にそれぞれ、いわゆる先ほど陳述人の皆さんも加配と言っていたきまし

たが、加えて配置している保育士だと。それをするにより大野議員の言われたようにインクルーシブも同じように同じ立場でできると。

例えば、集合するよと言ったときにはその加配児に対して加配保育士が一緒に行こうねと。普通は指示で集まれるところを先生がつくことによって一緒に行くと、常に寄り添う形、まさに寄り添う形というところを実現しているところが今の岩倉の状況であるというふうに理解をしております。

ただ、その中で入園するところの要件というところが、いわゆる療育に必要な要件というところなのか保育に対する要件なのかというところが、昨年までも保育園に入園する場合の保育要件というところはやはり法でもありますよという中で、市の独自という議論がありましたが、そこはあくまでもやはりまず定員であるとか待機児童が出ている中で、先ほど担当も答えましたが、まず全体の枠で保育をどうしていくかという市全体というところがまだまだ大きな課題が残っている中ではございます。

そういった中でも、今、最大限のインクルージョンということでいわゆる障害児保育は実施をさせていただいていると、寄り添っているというふうに考えております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いします。

◎副委員長（須藤智子君） 今、いろいろお母様方、お父様方の御意見をお聞きして、本当にお気持ち的にはよく分かるんですけども、やっぱり保育園の入園基準、認定基準がやはり国のほうからそういう基準が示されておりますので、なかなか岩倉市独自の認定基準を決めることができないと、今、担当者、当局のほうから言われましたので、本当にこれは岩倉市のほうも障害者保育も行っていて、行っていていただいて本当にいろいろ手厚く保育をしてもらっているということはよく分かったので、この2つ目の国・県に意見書を提出してそういうことができるように働きかけをしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

皆さん、いかがでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに。

請願項目の2つ目を一部採択してはどうかという須藤委員からの提案でした。

この件に関しまして発言する委員は挙手をお願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 私も、一部採択賛成をいたします。

働きながら育てていることが本当に大変ということもあって、子どもにとってもいいものかという考えがある中のことだと思います。

働かなくても預けられるようにできないかと、何かほかの要件、例えば障害の要件の加点を高くしてやれないかなというような請願だと思うんですけど、待機児童があったりいろいろ預けたい人がたくさんいらっしやって、その方の環境が様々で、いろんな預けたい人の条件が違ったりもするから、そういうのを一定整理して指数表をつくられていますけど、そういう中でどういう優先順位をつけて調整していくということが本当に難しいことなんですけれども、いずれにしてもやっぱり保育士の確保、環境整備をしないことにはなかなか期待に応えることができないかなという感じがするので、まずこの障害者の方を受け入れられるということを進めるよりも環境保育士拡充のほうをやっぱりやっていくべきだなと思います。

そういう意味で一部採択をして、まず意見書を国や県のほうへお願いをしていくということをしていきたいなと今思いました。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに意見はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 僕は紹介委員なので本当は全て採択だと思っているんだけど、就労時間を、この60時間を例えば30時間にしてあげるとか、そういった考え方もあると思うんですよ。ちょっと60時間はやっぱり大変だと思うんだ、本当に、僕は保護者の皆さんのお考えを、御意見を聞いてくると。

やっぱりそういったところも含めて今後また議会で検討していくべきだと思うし、皆さんが一部採択というんだったら紹介議員としては非常に残念ですが、僕も賛成させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに御意見はございませんか。

◎委員（堀江珠恵君） 私も、今障害の子たちの施設で、少し重度の子のところちょっと働いているので、そういったお母さんたちのお声もすごくよく聞いていますし、今大きいお子さんたち、20歳ぐらいのお子さんたちのところの施設なので、そのお母さんたちが本当に小さいときにはそういった保育園に預けることもできなかったというのをだんだん声を上げていって、今本当にここまで来ているということも意見としてお聞きしております。

やっぱり健常の子たちはそうやって選択がある、幼稚園へ行ったりとか保育園へ行ったりとかという選択がある中で、障害を持ったお子さんたちはその選択がないというのは本当に心苦しいなというふうに思っていますし、やっぱり岩倉市内でも本当にこのインクルージョンのほうをやるというふうであれば、幼稚園も一緒に巻き込んでやれたら本当は理想なんだろうなという

ふうになんとか聞いていて感じました。

そのために、やっぱり先ほど梅村委員も言いましたけど、やっぱり保育士の確保とかというのは、人員の確保というのはすごい大変、必要だなというふうに感じているので、なかなか岩倉市だけで、保育園だけでというふうだと難しいと思うので、ちょっと私のほうもこちら、保育園だけではなくやっぱり幼稚園も含めてそういったことができないかというのを国のほうに意見を上げていけたらなというふうに思いました。ありがとうございます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに意見はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 改めて、今皆さんがおっしゃられましたので言う必要はありませんけど、一人一人の家庭のケースを非常に分かりやすく説明していただいてどこも大変というふうに思いますし、またここに来られない人もいるという言葉が非常に重く受け止めました。

ですから、私も全ての項目を採択させるための紹介議員になっているわけで、そのことを本当に望みますけど、全体の合意が取れるということの範囲で行けば、2項目めの国・県への意見書提出については少なくともやるべきだというふうに思いますので、そういった点で対応していきたいと思います。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに御意見はよろしいでしょうか。

◎委員（谷平敬子君） 認定基準ということで先ほども大野委員も言われていましたけど、やっぱり月60時間というのは本当に大変じゃないかなと思っています。この時間が30時間とか40時間になると、また負担も違ってくるんじゃないかなと思っています。また、保育士さんの確保も大事なことじゃないかなと思っています。

下の請願項目の2つ目の国や県にそういった意見をまた提出していただきたいなと思います。以上です。

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございます。

ただいま、委員間討議での意見をまとめますと、請願項目の2つ目、国や県に意見書を提出するといった内容については合意できるのかなというふうな意見でございました。

一部採択といった形で進めてはどうかということで合意ができそうだという感じでございましたので、そのように進めさせていただきたいなというふうに思います。

以上で、委員間討議を終結いたします。

お諮りします。

討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

請願第8号「岩倉市における、インクルーシブ保育のさらなる推進をもとめる請願書」、請願項目2つ目、前項の実現が難しい場合は国や県に意見書を提出し、対象児に障害があることが、国の定める「保育の必要性」を認める事由として盛り込まれるよう働きかけることを望みます。こちらを一部採択とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

よって、請願第8号は全員賛成により一部採択することに決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（片岡健一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、議案第58号「岩倉市遺児手当支給条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 議案の説明資料の改正内容というところで、遺児の定義を変えていくということ、変えていくというか、国や県の規定に合わせていくということだというふうに思いますが、今回の改定の「父または母の生死が明らかでないもの」というふうに変える部分について、これまでは期間の、例えば1年以上というね、そういう期間があったわけですけど、具体的にどういうふうに国の規定はなっているのか教えていただきたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） 国の規定に合わせたものになりますが、内容としましては、児童扶養手当の支給要件に「父や母の生死が明らかでない児童」という要件がありまして、生死が明らかでない場合とは、沈没した船舶に乗っていた場合、その他死亡の原因となるべき危難に遭遇し、その危機が去った後3か月以上生死が明らかでない場合、またはこれ以外の場合で1年以上生死が明らかでないときとなっております、この両方に対応するために改正を行わせていただいております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

だから、いろんな期間的なものがなくなるわけではなしに、いろんなケースで3か月、1年という、そういう期間はあるということであります。

次に、4番目の改正内容という説明資料になります。

遺児を「養育」から「監護」という言葉に変える部分だとか、養育と並列して監護という言葉が出てきたりということになります。

それで、ちょっと監護という言葉が非常に強く感じるわけですけど、養育と監護の違いを少し教えていただきたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） 養育と監護については、愛知県が作成した児童扶養手当の事務処理の手引に定義するところを今回説明させていただきますが、監護とは、監督し保護するところであり、主として精神面から児童の生活について配慮し、物質面から日常生活において児童の衣食住などの面倒を見ていること。また一方、養育とは、その児童と同居して監護し、その上で生計を維持するということで、監護をより面倒を見る形にしたものが養育というような形の定義になっております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

特に、監督し保護するという、そういうことで監督という言葉もなかなか厳しい感じがしますが、養育の中の一つの形態という、そういう位置づけになったということだというふうに思います。

もう一点、5点目の改正内容の中の「日本国内に住所を有しないとき」ということがこれまでなかったというのがなかなかこう、どうしてなのかなというふうに思うわけですけど、これまでの対応はどのように行ってきたのかお聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） 今まで、本市においての国外に住居を有していた例のほうはございませんが、今回の改正で国や県の規定に合わせさせていただくということで整理のほうをさせていただきまして、国の児童扶養手当の規定のほうに合わせさせていただいたものになります。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑は。

◎副委員長（須藤智子君） 初歩的な質問なんですが、この遺児の定義というのが8つあると思うんですが、これは今回1つプラスにして9つになるんですけど、この8つの定義で変わるところを教えてください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） 8つの定義の中で変わるところということでよろしいでしょうか。

◎副委員長（須藤智子君） いや、8つの定義。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（神山秀行君） 岩倉市遺児手当の条例による定義による18歳以下の者で1号としまして、父または母が死亡した者。2号としまして、父または母が規則で定める程度の障害の状態にある

者。第3号で、父母が婚姻を解消した者。第4号のほうは、今までの父または母が引き続き1年以上行方不明の者だったものを、今回、父または母の生死が明らかでない者という形で改正のほうをさせていただくものになります。

続いて、第5号については、父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている者。第6号としまして、父または母が引き続き1年以上遺棄している者。第7号としましては、父または母が当該父または母の配偶者の申立てにより発せられた配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法令第10条第1項、または第10条の2の規定による命令を受けた者。第8号としましては、母が婚姻によらないで懐胎した者でありまして、今回また第9号としまして、その他前各号に準ずる状態にある者で市長が認めるものという形で追加をさせていただいたものになります。

◎副委員長（須藤智子君） この遺児手当の額ですけど、遺児1人に対してお幾らなのでしょう。

◎こども家庭課統括主査（山田真理君） 月額2,500円となります。

◎副委員長（須藤智子君） 今、どれぐらいの方が対象者になっていますか、教えてください。

◎こども家庭課統括主査（山田真理君） すみません、今現在ではちょっと分からないところではあるんですが、主要施策の成果報告書にもちょっと書かせていただいておりますが、令和5年度の月平均の実績としましては支給対象児童は415人というふうになっております。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第58号「岩倉市遺児手当支給条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第58号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第59号「岩倉市国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） はい、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第59号「岩倉市国民健康保険条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第59号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第74号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 後期高齢者医療広域連合の規約の変更でありますので、ちょっとここで聞くのはどうなのかなという思いもありますけど、被保

険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるということで、資格確認書は分かるんですけど、「等」ということで、ほかに何が想定されているのか分かりましたらお聞かせください。

◎市民窓口課統括主査（須田かおる君） 資格確認書等の引渡しのほうの「等」につきましては、資格確認書のほかには資格情報のお知らせと特別療養費の支給に変更する旨の事前通知ということになっております。

特別療養費の支給に変更する旨の事前通知というものが資格証明書に代わるものということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

ごめんなさい。あと資格確認書等の返還のほうの資格確認書等につきましては、資格確認書以外には被保険者証ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） ちょっとなかなか分かりにくいところがあったんですけど、一般質問でも本会議で言われましたように、資格確認書に変更していく中で滞納者に対して、先ほど特別療養費の云々かんぬんと言われたものだから、多分この特別療養費という形で一旦医療機関の窓口で、全額医療機関で納めて、自己負担分を超える部分については後で戻されるというのが多分特別療養費の制度だと思うんですけど、これが適用されていくというのが広域連合の規約の中身ということではよろしいでしょうか。

この運用については、まだ一般質問の答弁でもありましたように慎重に検討することだというふうに思うんですね。すぐにこの期間が来たらそういう10割負担しなきゃいけないということではなしに、何らかの期間を設けられて、その納付の相談ができるような、そういう機会が持たれていくことになるというふうに思っているわけですけど、規約上は特別療養費制度を使っていくという、そういう規約になったということではよろしいでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 委員がおっしゃるとおり、特別療養費に関しては、実際は対応することはないと思いますけど、実際そういったことの滞納者とか高額滞納者とか見えたら、こういったことを利用して納付に促していくという形で制度があるという形で聞いておりますので、特別療養費を使わないというわけではありませんので、よろしくお願いします。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第74号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第74号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第5号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書」を議題とします。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、請願に対する討論に入ります。
討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、討論を省略いたします。
それでは、直ちに採決に入ります。

請願第5号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書」につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

よって、請願第5号は全員賛成により採択することに決しました。

お諮りします。

続いて、陳情6件でございますが、6件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） それでは、陳情第12号「「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情」、続きまして陳情第13号「「現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書」の提出を求める陳情書」、続いて陳情第14号「「介護従事者の処遇改善と確保について早急に求める意見書」の提出を求める陳情書」、続きまして陳情第15号「「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書」の提出を求める陳情書」、続いて陳情第17号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために岩倉市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書」、最後に陳情第21号「自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）中止を求める意見書提出とmRNAワクチンによる健康被害救済強化を求める陳情書」、以上6件を議題とします。

これらの陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 聞きおくという意見がございましたので、各自で聞きおくとして熟読し、勉強していただきますようお願いを申し上げます。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了しました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（片岡健一郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続いて、厚生・文教常任委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、議長へ継続審査の申出をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続いて、採択されました請願。まず第3号につきまして、国の私学助成の拡充に関する意見書を委員会提出議案として提出することを議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、議題といたします。

それでは、意見書の文案につきまして、御意見ございます方は挙手にて発言をお願いします。

◎委員（大野慎治君） 出されている請願の意見書でございますので、このままで大丈夫じゃないかと思います。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけ、国に意見書を出す場合に衆参の議長宛にも出すことがあると思うんですね。その辺がちょっとどういう基準でやっていくのかなというところで、総理大臣、財務大臣、文科大臣、総務大臣はいいんですけど、国会のほうには出さなくていいのかなというちょっと懸念があるんですけど、どうでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） 衆議院議長、もしくは併せて参議院議長にも出してはどうかといった木村委員の意見に関しまして、何か委員の発言はありますでしょうか。御意見。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） それでは、この宛先に衆議院議長と参議院議長を追加するということにしたいと思います。

それでは、文案につきましてはほかに御意見はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） 意見がないようですので、そのようにまたまとめまして皆様に配付して最終確認を取りたいと思います。ありがとうございました。

それでは、その内容として追加するということですね。衆議院議長と参議院議長を追加したいと思います。

それ以外には御意見がないということで、それではその文案で提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続きまして、採択されました請願第4号の意見書、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書について、意見書を委員会提出議案として提出することを

議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、議題といたします。

それでは、この意見書の文案について御意見がございます方は挙手にてお願いいたします。

◎委員（大野慎治君） 多くの……。違いました、間違えた。愛知県知事ですね、これは。これで結構です。すみませんでした。

◎委員長（片岡健一郎君） 知事宛ての意見書でございます。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） 特段、意見もないようでございます。

それでは、この意見書につきましては文案どおり提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続きまして、請願第5号。採択されました請願第5号につきまして、意見書、定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を委員会提出議案として提出することを議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、議題といたします。

意見書の文案について御意見ございますでしょうか。

◎委員（大野慎治君） 下から3行目の「よって規則においては」というのが、「当議会は」とか「岩倉市議会は」が多分本来は主語になるんですけど、規則においてと相手先のやつになっちゃっているので、「岩倉市議会は」じゃないかなと。それか、「当議会は」とか、どこかそこだけ合わせたほうがいいのかと思います。

◎委員長（片岡健一郎君） 今、大野委員からの意見ございました。

文末が「強く要望する」になっていきますので、やっぱり主語としては今大野委員言われたような「当市議会は」というふうに入れたほうがいいのかというふうに思います。

御意見ございますでしょうか。

「よって、貴職においては」というところを「よって岩倉市議会は」と。「当市議会は」と。

〔「貴職でもいい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 貴職でいいですか。ちょっと意見が。

〔発言する者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 先ほどの要望する……。

〔発言する者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） なるほど、どちらでもいいのかな。

〔発言する者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 「されるよう強く要望する」というところですか。

いかがですか。

〔発言する者あり〕

◎委員（木村冬樹君） 「よって」の後に、「よって当市議会は貴職において」とか「政府に対し」とかね、そういう言葉にすればいいんじゃないですかね。

だから、「貴職において」と残してもいいよ。「は」にしておくとかちょっとおかしいと思うけど。

◎委員長（片岡健一郎君） 今、木村委員の意見では、「よって当市議会は貴職において、来年度」とつながっていくという文案。

よろしいですか。どうですか、大野委員。

◎委員（大野慎治君） いいです。

◎委員長（片岡健一郎君） では、今意見一致できましたので、「よって当市議会は貴職において」と、あとは同じということで、「当市議会は」という言葉を入れて「貴職においては」の「は」を取るということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員（木村冬樹君） もう一点。

先ほどの話で、予算に関わる部分があるもんですから、やっぱり国会の衆院議長、参院議長にも出したほうがいいと思います。

◎委員長（片岡健一郎君） 木村委員からそのような意見が出ましたが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） では、宛先として衆参の議長宛てにも追加するというところでよろしく願いいたします。

では、そのように決しました。

続きまして、採択されました請願第6号につきまして、育児休業中の保育の継続利用実現への補助を求める意見書として、タイトルは一緒でございますが、国と県、それぞれの意見書を委員会提出議案として提出することを議

題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、議題といたします。

意見書の文案について、御意見ございますでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 2 ページにわたっておりますけど、最初の 1 ページ目は法令とかが記載されて、こういったことは向こうの、国の方は御存じだと思うのでこの 1 ページ目はなくてもいいかなと思ひまして、それで 2 ページ目の 3 行目から出してはどうかという、まず思ひがあります。

3 行目の始まりを「この育休退園により」はちょっと後ろへ持っていまして、「実際には育児休業を取得した保護者の中にはこの育休退園により産後約 2 か月から」みたいな部分でつなげていってはどうかというふうに思ひました。

ちょっと最初の 1 ページ目が必要かどうかというところがちょっと気になりますが、なくてもいいのかなという意見です。

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございます。

今の意見に対して、いかがでしょうか。

丁寧につくっていただいたと思うんですけども、1 ページ目ですね。この法令、丸々なくしてよろしいですか。

◎委員（大野慎治君） ただ、育休退園のことなので、やっぱり育休、「この」だけが要らなくて、「育休退園により」からスタートしたほうが分かりいいかなというのは若干思ひます。

「この」を消して、もう「育休退園により」からスタートすれば最後の文章にはつながるので、とても分かりいい文章になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） そのような意見がございました。

今、2 ページ目の 3 行目から始めるということで、「この」を除いた形で「育休退園により育児休業を取得した」というふうに続いていくという内容ではいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに、内容について。

◎委員（梅村 均君） 今、ここの後段部分で出すとしても、5 行目から読みますと、「母親が担っている状況下にあつては、乳児 2 人の育児は母親に相当の負担を強いている」なんですけど、「強いている家庭もある」という表現のほうがいいのかなという、いろんなケースがあるものですからそのぐ

らいにしたいという意見です。

あと、ずうっとその2つ下に行くと「不安を抱かざるを得ない状況は相当の精神的負担である」なんですけど、「負担とを感じる人もいる」みたいな、ちょっといろいろな考えがあるんだというのを表現したいなという意見です。

もう一つ、1か所は、次の「よって」のところですね。「よって、育児休業中の保育の必要性を年齢に関わらず認め、育休退園を廃止することが必要であり」となっているんですけど、これはその「制度による育休退園を廃止することが必要であり」というふうにしたほうが、育休退園だと育休退園したい人もいるかとは思いますが、この育休退園という表現だけだとちょっと誤解されるといけないから、「制度による育休退園」とか「強制的な育休退園を廃止する」とか、少し付け加えたほうがいいのかという意見です。

◎委員長（片岡健一郎君）　ありがとうございます。

今、梅村委員から御提案がありました件、3点あったと思います。

「母親に相当の負担を強いている」という文言を「母親に相当の負担を強いている家庭もある」というところですね。あと、「相当の負担である」というところを「相当の負担と感じている人もいる」と、「育休退園を廃止することが必要」の前に「制度による育休退園を」という言葉を付け加えてはどうだといった提案でした。

この件に関しまして、いかがでしょうか。

◎委員（大野慎治君）　今日のお母さん方の意見からすると、母親に相当の負担を強いている家庭が多いということだと思う。家庭が多いと。家庭が多いということを言っただけなんですね。

現実的に、民間企業の男性の育児休暇の取得が低いから、多分そういうことだと、そういう趣旨だと思います。

◎委員長（片岡健一郎君）　「家庭もある」ではなく、「家庭が多い」としたほうが良いということですか。

◎委員（大野慎治君）　「家庭が多い」ぐらいで。「多い」ぐらいだと全てではないという。

◎委員長（片岡健一郎君）　梅村委員、いかがでしょうか、今の。

家庭もある、もしくは家庭が多いと。少しでも気持ちを酌んだ意見書になればと思うんですけども。

「家庭もある」「家庭が多い」。「家庭が多い」でもよろしいでしょうか。いかがですか。

〔「アンケートでもそういうことだから」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君）　パーセンテージでいえば、確かにそう感じてい

る方が多かったというのは事実ですね。

では、「母親に相当の負担を強いている家庭が多い」といった文言にいたします。

ほかの2点はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

「精神的負担と感じている人もいる」、また「制度による育休退園を廃止することが必要である」という言葉にすると。

◎委員（大野慎治君） 2回、「よって」「よって」になるので、1回目の「よって」は要らないと思います。

◎委員長（片岡健一郎君） どこですか。

◎委員（大野慎治君） 「よって岩倉市議会は」はいいと思うんですけど、その上の行の「よって」は消したほうがいいかなと。2回、「よって」「よって」になってしまうので。

◎委員長（片岡健一郎君） 3段落目の「よって」は要らないということですね。「よって育児休業の保育」ということで、この「よって」は取っていいと。

ほかに御意見ございますか。

◎委員（木村冬樹君） この最初の1ページ目を全部消したんだけど、どうでしょう。例えば、一番最初の文章に「育児休業開始前に既に保育所を利用していた子どもについて、保育所等を引き続き利用するには、市町村にその必要性を認められることが要件である」を入れて、その後をだあっと消してしまったとしても、その後、最後の段、最後の文章と、この1ページ目の最後のほうですけど、「そのため、育児休業中も保育の必要性を認める下限の年齢は、市町村によって「無条件」から「全く認めていない」まで様々であり、多くは無条件から3歳以上児となっている。したがって、この要件を満たさない子どもは退園させられる。いわゆる育休退園が発生する場合がある」というふうに、この文章は入れておいたほうがいいんじゃないかな。説明しないと。それで「この育休退園により」というふうに始めたほうが、多分、育休退園によりといきなり始めるよりもやっぱりこの意味をしっかりと出したほうがいいんじゃないかなと僕は思います。

◎委員長（片岡健一郎君） いかがでしょうか。

ありがとうございます。

◎委員（大野慎治君） そのとおりですね。入れておいたほうがいいな。

◎委員長（片岡健一郎君） では、今の木村委員の御提案のとおり、1ページ目の2行目までをまず入れますと。「育児休業開始前に」から「要件である」。その次が、1ページ目の最終行、「そのため」から2ページ目の「い

わゆる育休退園が発生する場合がある」までも入れると。その後、「この」を取った形での「育休退園により」につながっていくといった形。

◎委員（木村冬樹君） 「この」を入れたほうがいい。説明があるので。まあいい。

◎委員長（片岡健一郎君） そうですね、この文面を付けるのであれば「この」を逆に入れたほうがいいのかもしいですね。

では、そのようにつながっていくということと、あと梅村委員から御提案があった3点、「負担を強いている」のところに「負担を強いている家庭が多い」という言葉。「相当の精神的負担である」という文言のところに「相当の精神的負担とを感じる人もいる」という言葉にします。最後に、「育休退園を廃止することが必要であり」というところに、「制度による育休退園を廃止することが必要であり」を追加するといった内容でいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） あと、これもどうですか。これは国への提出ですけれども。

〔「愛知県も同様」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 愛知県も同様で直しますけれども、この国の提出先に関しては、これはいかがですか。こちらは。

〔「大丈夫だと思います」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） この案では入っていませんけれども、同様に入れたほうがいいのか。

入っていますか。

〔「入っています」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ごめんなさい、入っていました。失礼しました。これは入っていましたね。

これは、逆に総理大臣が入っていないんですけれども……。

〔「入っていますね」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 入っていましたね。ごめんなさい。

じゃあこの内容、宛先もこちらでよろしいですかね。

それでは、この文案。では、県のほうも同じように直すということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございます。

タイトルは、これは一緒になるんですけど、タイトルは一緒でよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） これは問題ないんだよね。

委員会提出議案としては分かりますけれども、タイトルは同じと。

それでは、意見書の文案につきましては、今……。

◎委員（大野慎治君） 愛知県知事で大村秀章という名前を私学のほうでは入れてありますけど、こっちは入れますか、入れませんか。どっちかに合わせたほうがいいと思います。

◎委員長（片岡健一郎君） そうですね、では入れるようにいたします。

では、県のほうの提出先には愛知県知事 大村秀章と名前を入れます。

それでは、意見書の文案につきましては今委員会の中で一致したとおりにしたいと思いますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続きまして、一部採択されました請願第7号につきまして、保育に関する包括的経済負担低減への補助を求める意見書を委員会提出議案として提出することを議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、議題とします。

意見書の文案について、御意見はございますでしょうか。

いかがでしょうか。

国も、これは国と県、ほぼ同様の内容になっていますけれども、「例えば小牧市、備前市」と、ここを具体的に市町村の名前を上げていますけれども、この辺がどうかなという、私個人的な意見としてはあるんですけれども。

◎委員（梅村 均君） 両方一緒か、そうか。

国のほうは小牧市以外も書いていいと思うんですけど、都道府県がなくても大体分かるし、このままでいいと思いますが、県のほうは小牧市だけの例でもいいのかなと思ったり、その下の行の最後は、このような市町村独自の取組は全国的……、ああ、いいのか、でも。県内に広がっていく、全国的に広がっていく。全国的にも広がっていきますよというのを県知事さんにお伝えすればいいから。すみません、これはこのままでいいかもしれません。

県のほうの例は小牧市だけ出しておけばいいかともちょっと思いましたけど、どうかなという感じです。

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございます。

いかがでしょうか。今のところ、今の部分ですけれども。

◎委員（大野慎治君） すみません、ちょっと多分県名を入れないと分から

ないと思います。

私でもちょっと、私は分かりますけど、調べたんで。基本的に県知事に出すんだったら県名を入れたほうがいいと思います。分からないんで。

◎委員長（片岡健一郎君） 国のほうと県のほう、両方入れたほうがいいということですかね、その、都道府県名は。

◎委員（大野慎治君） 都道府県名を入れたほうが、小牧市もそうですが、入れたほうが分かりいいんじゃないのかなと。

◎委員長（片岡健一郎君） では、都道府県名を入れましょうか。

それぞれ入れるということではよろしいですか。国と県、両方都道府県名を入れると。

ほかに。

〔「中央市ってどこですかね」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ちょっと調べて、ちょっと分からないですね。調べて、これは入れるようにいたします。

ほかに何か御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） 特段、御意見がないようですので。

では、今のこの事例の市町村に関しては都道府県名をつけるということ、それは国も県も両方ということですよ。

あと、ほかに関しては特に意見がないということですのでこの文案のとおりということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続きまして、一部採択されました請願第8号につきまして、意見書、障害児インクルージョン推進のため、対象児に障害があることを保育が必要な要件とみなす対応を求める意見書を委員会提出議案として提出することを議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、議題といたします。

意見書の文案について、御意見はございますでしょうか。

こちら国と県、両方ございます。文面の内容につきましてはほぼ一緒で、文末が多少違うという程度でございます。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

◎委員（大野慎治君） すみません、2段落目の「（インクルージョン）の

理念から遠ざかる」で、「障害の有無に関わらず、全ての子どもを受け入れて共に育ち合える環境」を括弧でインクルーシブ保育と入れたほうがいいのかと思います。

今日の委員会でもインクルーシブ保育というのが出ていたんですけど、ちょっとインクルーシブ保育という言葉がなくなっちゃっているの、入れておいたほうがいいのかというふうに感じます。

◎委員長（片岡健一郎君） 「全ての子どもを受け入れて共に育ち合える環境（インクルーシブ保育）」。いかがでしょうか。

上から9行目ですかね。

8行目から9行目にかけての文ですけど、「全ての子どもを受け入れて共に分かち合える環境（インクルーシブ保育）」といった言葉を入れてはどうかという大野委員からの提案です。

共に分かち合える環境の後ろに括弧でインクルーシブ保育です。

よろしいでしょうか、追加するということで。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） 特に御異議ございませんので、では、「（インクルーシブ保育）」という文言を追記いたします。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 「しかし」の段落のところの「しかし」から4行目の真ん中に「負担」という言葉があるんですけど、何か「負担」というのが非常に重過ぎる、力量を超えたということでそういうことを訴えたいのかもしれないけど、何かあんまりこういう就学先の、いろんな子供たちのためにやるようなことを負担という言葉を使うのがどうも引っかかって、何か「様々な負担」というよりも「様々な担うものがあり」というぐらいの表現のほうがいいのかという、ちょっと感覚的で私の私見かもしれませんが、どうでしょうかというところです。

◎委員長（片岡健一郎君） この「負担」という言葉ですか。

◎委員（梅村 均君） いろいろやることがその負担と思わずに……。

◎委員長（片岡健一郎君） 自分のお子さんに対することが負担という言葉が適切かどうかということですかね。

様々な担いがありということですか。という言葉でどうかという。

どうでしょうか。ここに関しまして何か御意見ございますか。

負担という言葉を使うのに少し梅村委員のほうは違和感があるという意見でした。

〔「それで合意しましょう」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） よろしいですか。

〔「いいと思います」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 「様々な担いと」ですか。

〔「様々な担うものがあり」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 「様々な担うものがあり」。「負担」という言葉ではなくて「様々な担うものがあり」。

どうですか、ほかに何かいい言葉があれば。

◎委員（堀江珠恵君） すみません。その梅村委員のあれなんです、このところで「我が子を支援するため」という言葉が何かどうなのかなというところで、支援じゃなくて、どの子もやっぱり養育しているというふうな感覚でいくと「我が子を養育するために日常的に様々な困難があり」とかというふうな形のほうがいいのかなというふうに感じたりするんですけど、どうでしょう。

◎委員長（片岡健一郎君） もうちょっと前のところからということですね。「我が子を支援する」という、まずここも少し堀江委員の意見では変えたほうがいいんじゃないかという御意見でした。「我が子を養育するため、日常的に様々な困難があり」という言葉でどうかと。

いかがでしょうか。

◎委員（大野慎治君） お母さんたちが言っていた言葉だから、今日の保護者の皆様が言っていた言葉だからいいんじゃないですか。

それはやっぱり様々な……。

◎委員長（片岡健一郎君） よろしいですか。

「我が子を養育するため、日常的に様々な困難があり」と。

では、「我が子を支援するため、日常的に様々な負担があり」を「我が子を養育するため、日常的に様々な困難があり」といった言葉に変えさせていただきます。

ほかに御意見ございますか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） よろしいですか。それでは、まとめます。

「全ての子どもを受け入れ、共に育ち合える環境（インクルーシブ保育）」というものを追記する。また、「我が子を支援するため、日常に様々な負担があり」を「我が子を養育するため、日常的に様々な困難があり」に変更するという内容に変更します。

あとは、国の宛先、また2枚目は県知事宛てですので、こちらは大村秀章と名前を入れさせていただきます。

それでは、意見書の文案につきましては今決定したとおりにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。
暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（片岡健一郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

以上で、厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。